

2024年3月25日

## 監査委員会監査実施方針

2024年度の監査委員会の監査の実施に関し、監査委員会規程第3条第2項第3号に基づき監査実施方針を次のとおり定める。

### 1 重点監査項目

2024年度の具体的な重点監査項目は、別途定める。

### 2 実施内容

#### (1) 業務監査

役員の職務執行の適法性および妥当性を、ヒアリング・現場視察、四半期業務報告等の資料査閲、理事会等重要会議への出席、内部監査室・リスクマネジメント室・経営企画局・経理局・グループ経営戦略局・視聴者局等の報告に基づいて監査する。役員の職務執行については子会社等の管理を含む。

#### (2) 会計監査

NHKの財務状況を、会計監査人との意見交換および経理局等関連部局からのヒアリングなどに基づいて監査する。

※ 上記監査においては、法律、会計、IT統制等各分野の専門家とのコミュニケーションを実施するほか、関連団体事業活動審査委員会や入札契約委員会の報告を協会から徴取するなど、外部専門家の知見を活用する。

### 3 意見書の作成および活動結果報告

#### (1) 業務監査

NHKが作成する業務報告書に添える監査委員会の意見書を2025年6月末日までに作成する。（放送法第72条第1項）

#### (2) 会計監査

NHKが作成する財務諸表に添える監査委員会の意見書を2025年6月末日までに作成する。（放送法第74条第1項）

#### (3) 監査委員会の活動結果報告

経営委員会に対する監査委員会の活動結果報告は四半期業務報告に基づくことを基本とするが、それに加えて個別調査等により随時行う。

（放送法第39条第6項）

### 4 年間監査計画

2024年度の具体的な監査計画は、別途定める。